

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)  
2 0 0 0 1

(用紙A4)  
2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書

経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

建設業法第27条の28第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の28第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

建設業法第27条の28第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の28第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者 \_\_\_\_\_ 印

申請者 \_\_\_\_\_ 印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	-	

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	-	

許可年月日

申請時の許可番号 02 大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(特) 第 号 平成 年 月 日

許可年月日

申請時の許可番号 02 大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(特) 第 号 平成 年 月 日

前回の申請時の許可番号 03 大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(特) 第 号 平成 年 月 日

前回の申請時の許可番号 03 大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(特) 第 号 平成 年 月 日

審査基準日 04 平成 年 月 日

審査基準日 04 平成 年 月 日

申請等の区分 05

申請等の区分 05

処理の区分 06

処理の区分 06

法人又は個人の別 07 (1.法人) (2.個人) 資本金額又は出資総額 法人番号

法人又は個人の別 07 (1.法人) (2.個人) 資本金額又は出資総額 法人番号

商号又は名称のフリガナ 08

商号又は名称のフリガナ 08

商号又は名称 09

商号又は名称 09

代表者又は個人の氏名のフリガナ 10

代表者又は個人の氏名のフリガナ 10

代表者又は個人の氏名 11

代表者又は個人の氏名 11

主たる営業所の所在地市区町村コード 12

主たる営業所の所在地市区町村コード 12

主たる営業所の所在地 13

主たる営業所の所在地 13

郵便番号 14

郵便番号 14

土建大左と石屋電管タ鋼筋鉄しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消滑解

土建大左と石屋電管タ鋼筋鉄しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消滑解

許可を受けている建設業 15 (1.一般) (2.特定)

許可を受けている建設業 15 (1.一般) (2.特定)

経営規模等評価等対象建設業 16

経営規模等評価等対象建設業 16

項番 1 7 3 5 10 13 (千円) (1.基準決算) (2.2期平均)

自己資本額

基準決算	(千円)
直前の審査基準日	(千円)

項番 1 7 3 5 10 13 (千円) (1.基準決算) (2.2期平均)

自己資本額

基準決算	(千円)
直前の審査基準日	(千円)

項番 1 8 3 5 10 (千円) (2期平均)

利益額 (利益額(利払前税引前償却前利益) - 営業利益+減価償却実施額)

項番 1 8 3 5 10 (千円) (2期平均)

利益額 (利益額(利払前税引前償却前利益) - 営業利益+減価償却実施額)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 (千円)	営業利益 (千円)
減価償却実施額 (千円)	減価償却実施額 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 (千円)	営業利益 (千円)
減価償却実施額 (千円)	減価償却実施額 (千円)

項番 1 9 3 5 (人)

技術職員数

項番 1 9 3 5 (人)

技術職員数

項番 2 0 3 5

登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた機関の名称

項番 2 0 3 5

登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由

連絡先

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

連絡先

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

記載要領

1～9（略）

10 0 7 「資本金額又は出資金額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）が付与されている場合にのみ当該法人番号を記入すること。

11～17（略）

18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19～24（略）

記載要領

1～9（略）

10 0 7 「資本金額又は出資金額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

11～17（略）

18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19～24（略）

様式第二十五号の十一別紙一  
(略)

記載要領

1～3 (略)

4 3 2 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。「完成工事高」の欄は、3 1で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）

5～8 (略)

様式第二十五号の十一別紙一  
(略)

記載要領

1～3 (略)

4 3 2 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。「完成工事高」の欄は、3 1で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）

5～8 (略)

様式第二十五号の十一別紙二  
（略）

記載要領

1～5 （略）

6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」を、とび・土工事業及び解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工事業及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工事業、解体工事及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工事業・解体工事（経過措置）

7～9 （略）

様式第二十五号の十一別紙二  
（略）

記載要領

1～5 （略）

6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」を、とび・土工事業及び解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工事業及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事（経過措置）」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工事業、解体工事及びとび・土工事業・解体工事（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工事業・解体工事（経過措置）

7～9 （略）



○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（別表）（二）（抄）

		(略)
(略)		(略)
		(略)
6A	" (附則第4条該当)	1年
40	基礎工工事	(略)

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

（別表）（二）（抄）

		(略)
(略)		(略)
		(略)
6A	" (附則第4条該当)	1年
(新設)		(新設)
		(略)

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（別表）（四）（抄）

		(略)
(略)		(略)
		(略)
O6A	" (附則第4条該当)	1年
O4Q	基礎工工事	(略)

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

（別表）（四）（抄）

		(略)
(略)		(略)
		(略)
O6A	" (附則第4条該当)	1年
(新設)		(新設)
		(略)

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（別表）（五）（抄）

コード	資 格 区 分
（略）	（略）
313	<u>舗装工事業</u> //
（略）	（略）
（略）	（略）
413	<u>舗装工事業</u> //
（略）	（略）
（略）	（略）
513	<u>舗装工事業</u> //
（略）	（略）

※改正部分に下線。新設及び削除の場合は下線を省略。

（別表）（五）（抄）

コード	資 格 区 分
（略）	（略）
313	<u>舗装工事業</u> //
（略）	（略）
（略）	（略）
413	<u>舗装工事業</u> //
（略）	（略）
（略）	（略）
513	<u>舗装工事業</u> //
（略）	（略）